

○群馬県病院局職員就業規程

平成十五年三月三十一日病院管理規程第十一号

改正

平成一七年 三月三十一日病院管理規程第四号
平成一九年 三月三〇日病院管理規程第二号
平成一九年一二月二五日病院管理規程第八号
平成二〇年 三月三十一日病院管理規程第五号
平成二一年 三月三十一日病院管理規程第二号
平成二一年 五月二六日病院管理規程第三号
平成二二年 三月三十一日病院管理規程第四号
平成二二年 六月二九日病院管理規程第六号
平成二五年 三月二九日病院管理規程第一号
平成二六年 六月二〇日病院管理規程第八号
平成二七年 三月二〇日病院管理規程第二号
平成二七年 六月三〇日病院管理規程第四号
平成二九年 三月二八日病院管理規程第三号

群馬県病院局職員就業規程をここに公布する。

群馬県病院局職員就業規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 勤務

第一節 普通勤務（第三条一第六条）

第二節 交替制勤務（第七条一第十条）

第三節 特別形態勤務（第十一条）

第四節 特例（第十二条一第十四条の二）

第三章 休日、休暇及び休業（第十五条一第十八条の三）

第四章 給与及び旅費（第十九条・第二十条）

第五章 安全衛生、サービス、被服の貸与及び研修

第一節 安全衛生（第二十一条・第二十二条）

第二節 サービス（第二十三条一第二十六条）

第三節 被服の貸与（第二十七条一第三十三条）

第四節 研修（第三十四条）

第六章 定年、分限及び懲戒（第三十五条・第三十六条）

第七章 雑則（第三十七条一第四十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第九条及び第十条の規定に基づき、職員の就業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において「職員」とは、群馬県病院事業職員定数条例（平成十一年群馬県条例第三号）第一条に規定する職員、群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年群馬県条例第六十二号）第二条及び第三条の規定により任期を定めて採用された職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

第二章 勤務

第一節 普通勤務

（勤務時間）

第三条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分とする。

- 2 病院事業の管理者の権限を行う知事（以下「管理者」という。）は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。
- 3 前項の規定による勤務時間は、午前八時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、所属長が当該職員ごとに指定する当該各号に定める時間とすることができる。
 - 一 通勤のため交通機関を利用することを常例とする職員（交通用具併用者も含む。）のうち所属長が認めたもの
 - イ 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで
 - ロ 午前九時から午後零時まで及び午後一時から午後五時四十五分まで
 - ハ 午前九時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後六時まで
 - 二 通勤のため交通用具を使用することを常例とする職員のうち所属長が認めたもの
 - イ 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで
 - ロ 午前九時から午後零時まで及び午後一時から午後五時四十五分まで
- 5 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で管理者が定める。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。
- 7 育児休業法第十八条第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり三十一時間までの範囲内で管理者が定める。
- 8 前三項の勤務時間は、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で管理者が割り振るものとする。

（休憩時間）

第四条 職員の休憩時間は、午後零時から午後一時までとする。

第五条 削除

（週休日）

第六条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

第二節 交替制勤務

（勤務時間）

第七条 心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター及び小児医療センターに勤務する職員のうち、それぞれの病院の長（以下「院長」という。）が指定するもの（以下「交替制勤務職員」という。）の勤務時間は、第三条第一項の規定にかかわらず、四週間を平均して一週間について三十八時間四十五分（再任用短時間勤務職員にあっては第三条第五項の規定により定める時間、育児短時間勤務職員等にあっては第三条第六項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては第三条第七項の規定により定める時間）とする。

2 交替制勤務職員の勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。

勤務区分	勤務時間（休憩時間を含む。）
日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで
準夜勤	午後四時三十分から翌日の午前一時十五分まで
夜勤	午前零時三十分から午前九時十五分まで

3 病院業務の運営上、前項の勤務時間により難い交替制勤務職員の勤務時間については、業務に支障のないよう院長が定める。

（休憩時間）

第八条 交替制勤務職員の休憩時間は、前条に規定する勤務区分に応じ、それぞれ一時間とし、所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、業務に支障のないよう院長が定める。

第九条 削除

（週休日）

第十条 交替制勤務職員の週休日は、四週間について八日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上、育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）とし、その割振りは、業務に支障のないよう院長が定める。

第三節 特別形態勤務

（勤務時間、週休日及び休憩時間）

第十一条 心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター及び小児医療センターに勤務する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要があるものとして、それぞれの院長が指定するもの（以下「特別形態勤務職員」という。）の勤務時間は、第三条第一項の規定にかかわらず、四週間で平均して一週間について三十八時間四十五分とする。

2 特別形態勤務職員の一回の勤務に割り振られる勤務時間は、十五時間三十分を超えないようにしなければならない。

3 特別形態勤務職員の週休日は、四週間について八日とし、その割振りは、業務に支障のないよう院長が定める。

4 特別形態勤務職員の休憩時間は、少なくとも一時間とし、所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

5 前項の休憩時間については、業務に支障のないよう院長が定める。

第四節 特例

（週休日の振替等）

第十二条 管理者は、第六条、第十条又は第十一条第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第三条、第七条又は第十一条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち管理者が別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（宿日直勤務等）

第十三条 職員は、別に定めるところにより、宿日直勤務に従事しなければならない。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合かつ育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合に限る。

2 職員は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第三条、第七条又は第十一条の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において前項に掲げる勤務以外の勤務に従事しなければならない。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合かつ育児短時間勤務職員等に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限る。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務又は時間外勤務の制限）

第十四条 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）第二十五条第二項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者

で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 一 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。
 - 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - 三 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。
- 2 管理者は、三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために管理者が定めるところにより請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、管理者が別に定める時間を超えて、前条第二項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前三項（第一項各号を除く。）の規定は、配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者をいう。）で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）第二十五条第二項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育する」とあり、及び第二項中「三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「第四項に規定する要介護者のある職員が、管理者の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「次項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続等については、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号。以下「勤務時間条例という。）に定める手続等の例による。

（時間外勤務代休時間）

第十四条の二 管理者は、群馬県病院事業職員の給与に関する規程（平成十五年群馬県病院管理規程第九号）第二十三条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、管理者が定める期間内にある第三条、第七条及び第十一条の規定により勤務時間が割り振られた日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）及び休日に代わる日（以下「代休日」という。）を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第三章 休日、休暇及び休業

(休日)

第十五条 職員は、祝日法による休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第十六条 管理者は、職員に、休日である第三条、第七条及び第十一条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、管理者の定めるところにより、当該休日前に、代休日として、当該休日後の勤務日等（第十四条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇)

第十七条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、子育て部分休暇、介護時間及び無給休暇とする。

2 職員の休暇に関する手続等については、勤務時間条例に定める手続等の例による。

(育児休業等)

第十八条 職員の育児休業及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第一項に規定するものをいう。）については、職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号。以下「育休条例」という。）に定める育児休業等の例による。

2 職員の育児短時間勤務については、この規程に定めるもののほか、育休条例に定める育児短時間勤務の例による。

(自己啓発等休業)

第十八条の二 職員の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。）については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年群馬県条例第七十二号）に定める自己啓発等休業の例による。

(配偶者同行休業)

第十八条の三 職員の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。）については、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年群馬県条例第五十号）に定める配偶者同行休業の例による。

第四章 給与及び旅費

(給与)

第十九条 職員の給与については、群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び群馬県病院事業職員の給与に関する規程の定めるところによる。

(旅費)

第二十条 職員の旅費については、群馬県病院事業職員旅費規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十号）の定めるところによる。

第五章 安全衛生、サービス、被服の貸与及び研修

第一節 安全衛生

(職員の責務)

第二十一条 職員は、安全及び衛生に関する法令を守り、かつ、進んで災害の防止及び疾病の予防に努めるものとする。

(職員の安全健康管理)

第二十二条 職員の安全及び健康管理については、群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程（平成二十一年群馬県病院管理規程第三号）の定めるところによる。

第二節 サービス

(サービス)

第二十三条 職員のサービスについては、別に定めるもののほか、群馬県処務規程（昭和三十九年群馬県訓令甲第八号）の例による。

(職員の記章)

第二十四条 管理者及び職員の記章については、群馬県職員記章は用規程（昭和四十年群馬県訓令甲第二十五号）の例による。

(職員の身分証)

第二十五条 職員の身分証については、管理者又は院長が作成し、所属職員に交付するものとする。
2 職員は、身分証を常に携帯し、これを紛失し、又は著しく損傷したときは、速やかにその理由を記載した文書により管理者又は院長に報告し、再交付を受けなければならない。

(表彰)

第二十六条 職員及び病院局に属する組織に対する表彰は、群馬県職員表彰規程（昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号）の例による。

第三節 被服の貸与

(貸与の範囲等)

第二十七条 院長は、職員に対し、別表に掲げる区分に従い被服を貸与する。
2 院長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる被服以外の被服を貸与することができる。
3 院長は、第一項の規定にかかわらず、特に必要がないと認めるときは、職員に対し必要がないと認める被服を貸与しないことができる。

(被服貸与台帳等)

第二十八条 院長は、被服の貸与、返還等があったときは、被服貸与台帳に貸与年月日、被貸与者、数量、貸与期間、返還年月日等を掲載し、貸与の場合にあっては当該貸与を受けた職員の受領印を徴して、常にこれを整理しなければならない。

(被服の保管義務)

第二十九条 被服の貸与を受けた職員は、貸与中善良な管理者の注意をもって着用し、及び保管しなければならない。

(紛失又は損傷の報告)

第三十条 職員は、貸与を受けた被服を紛失し、又は著しく損傷したときは、速やかにその理由を記載した文書により院長に報告しなければならない。

(被服の返還)

第三十一条 被服の貸与を受けた職員が転職、退職又は退職したときは、直ちに貸与品を返還し、院長の検査を受けなければならない。
2 職員が死亡した場合における当該職員に係る被服の返還は、院長が行うものとする。

(使用期間を経過した被服)

第三十二条 院長は、個別貸与被服で使用期間を経過したものについては、これを職員に支給することがある。

(損害賠償)

第三十三条 院長は、職員が故意又は重大な過失により被服を紛失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償させることがある。
2 前項の規定による賠償額については、院長が定める。

第四節 研修

(研修)

第三十四条 職員に対しては、職員の資質及び教養の向上による勤務能率の発揮及び増進を図るため、別に定めるところにより研修を行うものとする。

第六章 定年、分限及び懲戒

(定年)

第三十五条 職員の定年については、群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）に定める職員の例による。

(分限及び懲戒)

第三十六条 職員の分限及び懲戒については、群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十三号）及び群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十四号）に定める職員の例による。

第七章 雑則

(災害補償)

第三十七条 職員が公務のため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところにより補償を行う。

(共済)

第三十八条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の定めるところによる。

(公舎の使用)

第三十九条 職員は、群馬県病院局公舎管理規程（平成十五年群馬県病院管理規程第八号）の定めるところにより、公舎を使用することができる。

(常時勤務を要する者以外のものの就業に関する事項)

第四十条 この規程に規定する職員以外の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の就業に関する事項は、管理者が別に定める。

(施行細目)

第四十一条 この規程並びにこの規程により、その例によることとされたもの及び管理者が別に定めるとされたもののほか、職員の就業等に関し必要な事項は、群馬県職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に勤務時間条例、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年人事委員会規則第二十一号）及び勤務時間等の特例に関する規程（平成四年訓令乙第六号）の規定により定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振り及び休憩時間については、この規程の相当規定により定められたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に労働基準監督署長の許可を受けている正規の勤務時間以外の時間及び休日又は人事委員会規則で定める日の正規の勤務時間における断続的な勤務については、この規程の相当規定により労働基準監督署長の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成十七年三月三十一日病院管理規程第四号）

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日病院管理規程第二号）

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十五日病院管理規程第八号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行（中略）する。
附 則（平成二十年三月三十一日病院管理規程第五号）
この規程は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二十一年三月三十一日病院管理規程第二号抄）
(施行期日)
1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二十一年五月二十六日病院管理規程第三号抄）
(施行期日)
1 この規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十二年三月三十一日病院管理規程第四号）
この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二十二年六月二十九日病院管理規程第六号）
この規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。
附 則（平成二十五年三月二十九日病院管理規程第一号）
この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二十六年六月二十日病院管理規程第八号）
この規程は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十七年三月二十日病院管理規程第二号）

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月三十日病院管理規程第四号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日病院管理規程第三号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表（第二十七条関係）

職員	所属	品名	数量	貸与期間
技術職の職員	各病院	作業服（上）	一	二十四月
		作業服上（夏）	一	十二月
		作業服（下）	一	二十四月
		作業帽	一	二十四月
		長靴	一	二十四月
		作業靴	一	十二月

注一 院長は、技術職の職員以外の職員に対し、業務上特に必要があると認めるときは、この表の規定にかかわらず、同表に掲げる被服の範囲内において必要と認める被服を貸与することができる。

二 院長は、この表の規定にかかわらず、被服の損耗の程度に応じ、同表に掲げる貸与期間を伸縮することができる。